

〈後期高齢者医療保険にご加入の皆さまへ〉

問 茨城県後期高齢者医療広域連合 ☎029-309-1213、医療年金課 ☎内線1722

令和4年度 後期高齢者医療保険料率と賦課限度額について

令和4年度の保険料率は以下の通り前年度と同じ料率となります(県内で均一の保険料)。
また、保険料の賦課限度額(年間保険料額の上限)は昨年度から2万円増の66万円になります。

		令和3年度(見直し前)	令和4年度(見直し後)	内容
保険料率	均等割額	46,000円	46,000円	据え置き 変更無
	所得割率	8.5%	8.5%	据え置き 変更無
賦課限度額 (年間保険料額の上限)		640,000円	660,000円	改定 2万円増

※後期高齢者医療保険料率は都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます(次回は令和6年度)。

※賦課限度額は全国統一の上限額になります。

令和4年度の保険料算定方法について

保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。

保険料の額は、すべての被保険者に賦課される「均等割額」と、所得に応じて決められる「所得割額」の合計額を納めていただくこととなります。

1年間の保険料額
(100円未満切り捨て)

=

均等割額
46,000円

+

所得割額
(賦課のもととなる金額) × 8.5%

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除額

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費(公的年金基礎控除や給与所得控除額など)を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。

なお、遺族年金や障害年金は収入に含みません。

※基礎控除額とは、地方税法第314条の2第2項に規定されている額(前年の合計所得が2,400万円以下の場合には43万円)となります。

※年度の途中で後期高齢者医療制度の対象になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料が計算されます。

令和4年度の
後期高齢者医療保険料の
額は7月中旬ごろに
郵送でお知らせします

※令和4年度途中で後期高齢者医療制度に加入された方は、加入された時期によって通知される時期が異なります。